

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年5月2日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ケーズデンキ胎内店  
所在地 胎内市大川町3144番5外  
設置者 株式会社北越ケーズ

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

##### ア 荷さばき施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

##### イ 廃棄物等保管施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

#### (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

##### ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・未定（建物2）

（変更前）午前9時から午後9時

（変更後）午前9時から午後12時

##### イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

・駐車場1

（変更前）午前8時30分から午後9時30分

（変更後）午前8時30分から翌午前0時30分

##### ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・荷さばき施設2

（変更前）午前9時から午後9時

（変更後）午前6時から午前9時

### 3 変更する年月日

・2(1)に関する事項

平成26年12月24日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

・2(2)に関する事項

平成26年4月24日

### 4 変更の理由

建物2において小売業を行う者が決定し、これに伴い施設の配置と運営に係る事項の一部に変更が生じるため。

### 5 届出年月日

平成26年4月23日

### 6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

（なお、胎内市商工観光課でも閲覧ができます。）

### 7 縦覧期間

平成26年5月2日から平成26年9月2日まで

### 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp